

新安保法制違憲訴訟 意見陳述

平成29年5月30日

日本基督教団 長崎飽之浦教会 牧師 大藪朝祥

1. 身上略歴

わたしは日本基督教団 長崎飽之浦教会で牧師をしている大藪朝祥（おやおぶともあき）と申します。現在48歳です。

以前は神戸の食品関係の会社に勤めていましたが、営業で、キリスト教が母体の老人福祉施設等を訪れているうちに、「もっと宗教を掘り下げたい」、「教会の大切さをもう一度見直したい」という気持ちが高まり、牧師になろうと決意して、2003年、関西学院大学神学部で牧師になる勉強を始めました。そして、2008年、卒業後はじめての任地として、長崎飽之浦教会に赴任しました。以来、長崎の地で、宗教家としての活動を続けています。

また、私は、昨年4月、熊本や大分を大地震が襲った際には、長崎県内の牧師仲間と共にいち早く現地入りし、今も月に一度の割合で熊本の仮設住宅を訪問し、カフェなどのボランティア活動をさせてもらっています。これは、わたしが、宗教とは、人の命に関わっていくもの、寄り添っていくものであると考えているからです。

宗教者であるわたしがなぜ、この新安保法制違憲訴訟に原告として参加したのかという理由も、まさに、この考えによるものです。

2. 新安保法制違憲訴訟に参加した理由

わたしは、まずもって、現政権の進める法整備のすべてが、戦争に対する備えであるとの不安を拭えませんし、その場合に犠牲となるのは第一線で働く自衛官であり、ひいてはわたしたち国民であると認識しています。そのような認識から、私は、新安保法制に反対の意思を示したいと考え、

新安保法制違憲訴訟の原告となることを決意しました。

この点、教会の中でも、政教分離の原則からクリスチャンである牧師が政治的な発言をするべきではない、という意見が聞かれることがあります。

しかし、わたしは、先ほども述べたとおり、宗教とは人の命に関わっていくもの、寄り添っていくものであると考えています。そのため国家がその国民に対し、政治的な圧力を加え、国民を命の危険にさらすような事態が起こりうる場合には、そのことに対してしっかりと声をあげなければならないと考えています。

3. 新安保法制によってわたしたちの平和的生存権が侵害される

日本は戦後71年、他国との戦争をしてきませんでした。もちろん、自衛隊の紛争地域でのPKO活動に対する派遣、多国籍軍での後方支援活動、さらには在日米軍基地の存在など、間接的に戦争への関与をしてきたことは事実です。それでも日本の自衛官が他国で人を殺したり、または殺されたりということをせずに、今までやってこられたのは、日本国憲法第9条の条文があったればこそです。

しかし、新安保法制の制定により情勢は一転しました。政府は憲法解釈の変更により、集団的自衛権の行使を容認し、PKO活動に派遣される自衛隊に「駆けつけ警護」、「宿営地の共同防衛」などの新任務を付与しました。このような情勢の中で、万が一、日本の自衛官が武器を使用し、他国軍の兵士と戦闘状態に陥ったなら、それは一自衛官の問題ではなく、日本が戦争に直接関与したということ、内外に知らしめることに他なりません。たとえ日本政府が、「戦闘ではない」と言い張っても、諸外国にその論理は到底通用しないでしょう。「平和維持」のための部隊であるはずの自衛隊を、戦争のための部隊に変えてしまう。それが新安保法制の本質であろうと考えます。

わたしからすれば、これは憲法第9条の理念を軽視することであり、国民の平和への思いを踏みにじる行為でしかないと感じます。深い悲しみと憤りをおぼえます。そしてその先には、日本が平和憲法を捨て、戦争をする国へと変貌する姿が見えます。その時、わたしたちの人権は、生存権は、守られるのでしょうか？

4. 宗教者としての思い

かつて、わたしの教会が所属する日本基督教団は、日本が太平洋戦争に突入していく中で、1944年、「日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書簡」を示し、当時の戦争を「大東亜諸民族の一大解放」のための「大聖戦」であると位置づけ、アジア侵略へ加担するという過ちを犯しました。

戦後、その反省に立つべく、日本基督教団は「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」（戦争責任告白）を1966年に可決しました。これは戦後20年経ってからなされたことであり、遅きに失した感は否めません。

それでも、この告白は、今を生きるわたしたちにとって、いかなる戦争に対しても毅然とした態度でそれに抗っていかなければならないと訴えるものであり、わたしたち日本基督教団の教会はこの告白を大切にし、今も、九州教区の総会等でこの告白を皆で朗読するなどして「告白」を続けつつ歩みを重ねています。

この告白の中で『「世の塩」、 「地の光」である教会は、あの戦争に同調すべきではありませんでした。まさに国を愛する故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、祖国の歩みに正しい判断をなすべきでありました。しかるにわたくしどもは、「見張り」の使命をないがしろにいたしました。心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを請う次第でありま

す。』という一文があります。

ここで言われている“「見張り」の使命”とは、現在国会で審議中の共謀罪が制定された場合に起こりうる相互監視社会のようなものではありません。むしろ現政権が民意を無視し、数の力によってわたしたちの憲法まで変えてしまおうとしている今、そのことに対しては断固として“否”を唱えることこそが、宗教者として、また一人の娘の父親として、わたしにできる唯一のことだと考えます。

医師であり、キリスト者でもある、故永井隆博士が『いとし子よ』の中で憲法と平和について語っています。

「私たち日本国民は、憲法において戦争をしないことに決めた。(中略)これこそ、戦争の惨禍に目覚めたほんとうの日本人の声なのだよ。しかし理屈はなんとでもつき、世論はどちらへでもなびくものである。日本をめぐる国際情勢次第では、日本人の中から、憲法を改めて戦争放棄の条項を削れ、と叫ぶ者が出ないともかぎらない。そしてその叫びが、いかにももっともらしい理屈をつけて、世論を日本再武装に引きつけるかもしれない。そのときこそ、……誠一よ、カヤノよ、たとい最後の二人となっても、どんなののしりや暴力を受けても、きっぱりと「戦争絶対反対」を叫び続け、叫び通しておくれ！ たとい卑怯者とさげすまされ、裏切者とたたかれても「戦争絶対反対」の叫びを守っておくれ！」と。

今こそ、永井博士のこの言葉の重みを、私たち一人ひとりが噛み締め、実行に移すときではないでしょうか。

5. 裁判に望むこと

2004年に公開された「映画 日本国憲法」(ジャン・ユンカーマン監督)において、元CIA顧問であり、アジア政治学者でもあるチャルマール・ジョンソン氏がこのような発言をしています。

「武力行使の放棄を誓った日本国憲法第9条こそが、日本のアジア諸国に対する戦後謝罪だったのです。第9条の放棄は謝罪を放棄することです。」

韓国、中国との関係が冷え込む中、わたしはこの言葉に非常な慰めをおぼえます。ですが、日本が憲法を変え、第9条の平和主義を蔑ろにするとき、その先にあるのは、戦争なのではないのかという不安を抱きます。

戦争など誰も望んでいないし、そのことで得られるものなど何一つないはずです。そのことを訴えるためにも、「新安保法制は違憲である」との声を、わたしはここで表明したいと思います。

裁判官の皆様、どうか、ご自身の信ずるもの、ご自身の正義に基づいて、公平、公正な判断を下されますよう、お願いいたします。

以上